

# 青森県報

号外第三十五号

令和八年  
三月三十一日  
(火曜日)

## 目次

### 条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一  
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……四

### 規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……五  
○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……五  
○青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車  
に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則……………(同) ……七

### 訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……七

## 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 青森県条例第二十四号

### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条の十八」を「第六十条の二」に改める。

第三条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を削り、第二十四号を第二十六号とし、第十三号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 法第七十一条の二十五の規定による利子割の清算に係る額の収入に関する事項

#### 項

十四 第五十五条の十二の二の規定による利子割の清算に係る額の支払に関する事項

第三条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第三十条第一項中「第六十条第一項及び第六十条の十三第三項」を「第五十六条第三項」に改める。

第三十三条第一項第一号中「の種別割」を削る。

第五十五条の十二の次に次の一条を加える。

#### (利子割の清算)

第五十五条の十二の二 県に納入された利子割額に相当する額に政令第九条の十四に規定する率を乗じて得た額を、法第七十一条の二十五に規定するところにより、各都道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払う。

第五十五条の十三中「得た額」の下に「に、法第七十一条の二十五の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、前条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額」を加える。

第八十三条の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第一百五十一条を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第百五十条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百五十一条第一項中「自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第百五十二条の見出しを「（自動車税の課税免除及び非課税）」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百五十三条から第百六十条の九までを削る。

第百六十条の十の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条を第百五十三条とする。

第百六十条の十一（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十四条とする。

第百六十条の十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第百七十七条の十第四項ただし書」を「第百五十七条第四項ただし書」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百六十条の十三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第二項において「新規登録」という。）」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第七項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を、「青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の下に「（平成十九年十月青森県条例第六十五号）」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第九条の十六」を「第九条」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百六十条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第九条の十七」を「第九条の二」に改め、同条第四号中「第百五十条第三項」を「第百五十条第二項」に改め、同条第二項中「又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、「第百七十七条の十第四項本文」を「第百五十七条第四項本文」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百六十条の十五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百六十条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一号中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第二号中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に、「第百六十条の十四」を「第百五十七条」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百六十条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「第百七十七条の十第二項」を「第百五十七条第二項」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十条とする。

第百六十条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百六十条の十二」を「第百五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十八第一項」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百六十条の十三第六項」を「第百五十六第六項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十八第二項」を「第百六十五条第二項」に改め、同条を第百六十条の二とする。

附則第三条の二中「第百六十条の六第二項、第百六十条の七、第百六十条の十八」を「第百六十条の二」に改める。

附則第三条の三第一項第二号中「、第四条の六第一項」を削り、同条第三号中「第五条の四第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四第五項」に改める。

附則第四条の四、第四条の五、第四条の六の前の見出し及び同条を削り、附則第四条の三の次に次のように加える。

第四条の四から第四条の六まで 削除

附則第四条の七に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改める。

附則第四条の八第一項中「前二条」を「前条第一項」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句」を「同項中「法附則第

五条の四第一項」とあるのは、「法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「前二条」を「前条第一項」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項中「法附則第五条の四第一項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「法附則第四十五条第三項」と、「読み替えて適用される同条第一項後段」とあるのは「読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項後段」に改め、同項の表を削る。

附則第五條第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「第四条の六第一項」を削る。

附則第六條の二第三項第二号中「第四条の六第一項」を削る。

附則第六條の四第三項第二号中「第四条の六第一項」を削り、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第七條第三項第二号中「第四条の六第一項」を削る。

附則第七條の二第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第七條の四第四項第二号、第八條の二第三項第二号及び第八條の二の七第二項第二号中「第四条の六第一項」を削る。

附則第八條の六中「同項第十七号」を「同項第十九号」に、「同項第十八号」を「同項第二十号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「同項第二十号」を「同項第二十二号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十三号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十四号」に改める。

附則第九條の二の五第七項中「附則第十二條の二の七の二第一項」を「附則第十二條の二の八第一項」に改める。

附則第九條の二の六から第九條の二の十までを削る。

附則第九條の三の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「一般乗合用バス」の下に「(道路運送法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。附則第九條の六第一項において同じ。)」を加え、「の種別割」を削り、「第六十條の十」を「第五十三條」に改め、同項第一号中「第五十四條第一項第一号」を「法附則第十二條の三第一項第一号」に、「同項第二号」を「同号」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第五十五条第三項」を「道路運送車両法第七條第一項」に改め、同項第二号中「第五十五条第一項第三号」を「法附則第十二條の三第一項第二号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五十四條第一項第三号」を「法附則第十二條の三第一項第二号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十條の十」を「第五十三條」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項中「(これらのうち前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「第六十條の十第一項第一号イ、第四号イ及び第五号二(1)」を「第五十三條第一項」に、「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、「次の表」を「前項の表」に、「同項の規定」を「同条の規定」に改め、同項の表を削る。

附則第九條の四第一項中「法第四百四十六條第二項」を「道路運送車両法第二條第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第六十條の十第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

附則第九條の五の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第六十條の十二」を「第五十五條」に改め、「第六十條の十四及び第六十條の十五」を「第五十七條及び第五十八條」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

附則第九條の六の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「第六十條の十六第五項本文」を「第五十九條第五項本文」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第九條の七の見出し中「の種別割」を削り、同条中「法第四百四十六條第二項」を「道路運送車両法第二條第五項」に、「第六十條の十六第二項」を「第五十九条第二項」に改める。

附則第十二條中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十六條及び第十七條を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。  
(知事の権限の委任に関する経過措置)

- 2 改正前の青森県県税条例(以下「改正前の条例」という。)第三条第一項第二十五号に規定する環境性能割の交付に関する事項及び同条第三項の規定によって委任した事項については、なお従前の例による。
- (個人の県民税に関する経過措置)
- 3 次項に定めるものを除き、改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第五十五条の十二の二及び第五十五条の十三の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に青森県県税条例第五十五条の八の規定による納期限が到来する利子割について適用し、施行日前に同条の規定による納期限が到来する利子割については、なお従前の例による。
- (不動産取得税に関する経過措置)
- 5 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (軽油引取税に関する経過措置)
- 6 施行日前に青森県県税条例第四百二十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四百十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百二十二条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
- (自動車税に関する経過措置)
- 7 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 8 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例第六十条の三第一項、第六十条の四第一項又は附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る改正前の条例第六十条の三第六項、第六十条の四第二項又は附則第十六条第二項の規定による還付については、

は、なお従前の例による。

- 10 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例附則第十七条第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。
- (青森県行政機関設置条例の一部改正)
- 12 青森県行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第三項中「及び軽自動車税の環境性能割に関する事務」を削る。
- (青森県行政機関設置条例の一部改正)
- 13 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例第三条第三項の規定によって委任した事項に係る事務に係る前項の規定による改正後の青森県行政機関設置条例第三条第二項及び第三項の所管区域については、なお従前の例による。
- (青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)
- 14 青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和二十七年六月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 題名及び第一条中「の種別割」を削る。
- 第一条の二中「の種別割」を削り、同条第一号中「第六十条の十第一項第一号イ(1)」を「第五十三条第一項第一号イ(1)」に改める。
- 第二条中「の種別割」を削り、「第六十条の十三」を「第五十六条」に改める。
- 第三条第一項中「の種別割」を削り、「第六十条の十二第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十五号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び」を「（以下「特定業務施設」という。）及び」に、「のうち」を「（以下「特定業務児童福祉施設」という。）のうち」に改める。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第三条第一項第一号中「所得金額」を「所得」に改め、「当該特別償却設備」の下に「（特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの用に供する減価償却資産を除く。）」を加え、同項第三号中「償却資産（」の下に「所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものであって、」を加える。

第十八条第一項中「同法第五条第四項第五号に規定する」を削り、同条第二項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「償却資産（」の下に「所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものであって、」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の税務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十三条及び第三十四条第二項中「及び軽自動車税の環境性能割に関する事務」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号を削り、同条第十一号中「第十二号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十一号とする。

第五条第一項中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第三項中「第六十条第一項及び第六百六十条の十三第三項」を「第五十六条第三項」に改める。

第六条の二中「属する」の下に「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）による改正前の」を加える。

第八条の二第一項中「第十六号様式」を「第十五号様式」に改める。  
第九条中「第十七号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十条第一項中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第六十号第三項及び第六十号の十三第五項」を「第五十六号第五項」に、「第十九号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十二条の四を削る。  
第十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十号の十六第一項第一号」を「第五十九号第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十号の十六第一項第二号」を「第五十九号第一項第二号」に改め、同条第三項中「第六十号の十六第一項第三号イ」を「第五十九号第一項第三号イ」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十号の十六第一項第三号ロ」を「第五十九号第一項第三号ロ」に改める。

第十三条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十号の十六第一項」を「第五十九号第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、「者が道路交通法」の下に「(昭和三十五年法律第五号)」を加え、同条第二項中「第六十号の十六第一項第二号」を「第五十九号第一項第二号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第六十号の十六第二項第二号」を「第五十九号第二項第二号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「第六十号の十六第三項」を「第五十九号第三項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第十三条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十号の十七第一項」を「第六十号第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第六十号の十七第一項」を「第六十号第一項」に改める。

第十三条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十号の十七第一項」を「第六十号第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項第一号中「(種別割)」を削る。

第十八条中「第二十号様式」を「第十九号様式」に改める。  
第二十一条中「第二十一号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十三条中「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に、「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改める。

附則第四項中「第六十号の十六第二項」を「第五十九号第二項」に改める。

様式目次中「第十一号様式……自動車税(環境性能割)更正(決定)書」を削り、「第十二号様式」を「第十一号様式」に、「第十三号様式」を「第十二号様式」

に、「第十四号様式」を「第十三号様式」に、「第十五号様式」を「第十四号様式」に、「第十六号様式」を「第十五号様式」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に、「第十八号様式」を「第十七号様式」に、「第十九号様式」を「第十八号様式」に、「第二十号様式」を「第十九号様式」に、「第二十一号様式」を「第二十号様式」に、「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に、「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改める。

第二号様式の中の三「の臨別割」を削り、同その三の表中  
「自動車税(種別割) 増額通知書」を  
「自動車税 増額通知書」に改め、同様式の中の四「の臨別割」を削り、「自動車税(種別割) 増額通知書」を  
「自動車税 増額通知書」に改め、同様式の中の五「の臨別割」を削り、「自動車税(種別割) 増額通知書」を「自動車税増額通知書」に改める。

第七号様式の中の二「の臨別割」を削り、  
「自動車税(種別割) 増額通知書」を  
「自動車税 増額通知書」に改める。  
第八号様式の中の二「の臨別割」を削り、同その二の表中  
「自動車税(種別割) 減額通知書」を

「自動車税 減額通知書」に改め、同様式の中の三「の臨別割」を削り、  
「自動車税(種別割) 減額通知書」を  
「自動車税 減額通知書」に改め、同様式の中の四「の臨別割」を削る。  
第十一号様式を削り、第十二号様式を第十一号様式とする。

第十三号様式の中の二及びその三「の臨別割」を削り、  
「自動車税(種別割) 増額通知書」を  
「自動車税 増額通知書」に改め、同様式の中の四「の臨別割」を削り、同様式を第十二号様式とし、第十四号様式から第二十三号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県税条例施行規則第八号様式その四の規定により調製した減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当)通知書)の用紙で現に残っているもの

は、当分の間、これを使用することができる。

青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十一号

青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

題名中「種別割」を削る。

第一条中「青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例」を「青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」に、「種別割の徴収」を「徴収」に改める。

第四条及び第七条第一項中「種別割」を削る。

第四号様式中

自動車税(種別割)  
Automobile Tax(Category Base)

を

自動車税  
Automobile Tax

に、「種別割」を「を」に、「種別割」に「に」を「に」に改め、「category base」を削る。

第六号様式中「(Category Base)」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一税務課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第三条第四項」を「第三条第三項」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表市町村課の項の第六号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭